

安平町学校施設等長寿命化計画（案）に対する

パブリックコメント募集要領

安平町学校施設等長寿命化計画（案）に対するパブリックコメントの募集手続きについて、以下のとおりといたしますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

1. 意見募集の対象

安平町学校施設等長寿命化計画(案)

2. 公表する資料

安平町学校施設等長寿命化計画(案)

3. 資料の閲覧方法等

①町ホームページに掲載しています。

②教育委員会学校教育グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）で閲覧

※町ホームページをご覧になれない方については郵送も可能です。

4. 意見の提出方法及び場所

以下①～④のいずれかの方法により提出してください。

① 持参：下記へ提出願います。

・ 総合庁舎（早来） 教育委員会事務局学校教育グループ

・ 総合支所（追分） 住民サービス課住民サービスグループ

② 郵送：安平町役場総合庁舎教育委員会事務局学校教育グループ（〒059-1595安平町早来大町95番地）へ郵送ください。

③ ファクシミリ：FAX29-7030（教育委員会）

④ 電子メール：gk-kyouiku@town.abira.lg.jp（教育委員会事務局学校教育グループ）

5. 意見募集期間

令和6年3月21日（木）～令和6年4月10日（水）17時15分まで

① 持参の場合：月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分

② 郵送の場合：4月10日（水）付けの消印まで有効

③ ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）

ただし、募集期間の締切日（4/10（水））は、17時15分までとなります。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住または通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、活動を行う個人または法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等については、町ホームページ及び教育委員会事務局学校教育グループにおいて公表します。（町広報紙での公表は、紙面の都合上、要約等により掲載となる場合があります。）

8. その他

- ①ご意見等については、詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・名前・連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. 問合せ（担当課）

教育委員会事務局学校教育グループ TEL②9-7036